平成２９年（フ）第１３６７号
福岡市博多区千代４丁目29番54―903号
債務者　村上　浩一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９０号
福岡市南区筑紫丘２丁目19番９―101号
債務者　濱砂　征子（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２４号
福岡市早良区高取２丁目10番11号
債務者　水谷　良子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５２９号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目12番７号　ユーライフ二日市204号、前住所福岡県太宰府市吉松４丁目１番６―505号
債務者　川島　直子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４７号
神戸市垂水区向陽３丁目２番26―101号
債務者　よしひろ圧送ことモンキーパラダイスこと　河内　善宏
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　判治　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３８６号
福岡県福津市津屋崎６丁目８番５号　サンライトガーデンＡ103
債務者　小谷　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６７２号
仙台市青葉区川平５丁目１番21号　カナディアンハウス川平６
債務者　高橋　達也
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
宮城県石巻市大街道南１丁目２番46号　まるとみハイツ102号、前住所宮城県石巻市泉町４丁目９番37号　公務員宿舎103号
債務者　色川　洋美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
群馬県藤岡市藤岡2279番地９
債務者　国井　光弥
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２４号
函館市湯浜町14番37号　２階
債務者　橋本　聡史
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７３号
北海道北斗市東浜２丁目22番31号
債務者　荒井　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
北海道天塩郡遠別町字本町３丁目10番地１
債務者　小林由美子（旧姓小野地・井上）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第４８号
岩手県一関市川崎町薄衣字大池83番地１
債務者　天童　松子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３７１号
相模原市中央区田名3302番地２　ニューライフ田名寮213号室
債務者　田中　弘之
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７９号
相模原市中央区淵野辺２丁目18番28号　ボヌール淵野辺101
債務者　相馬トモコ
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３８９号
相模原市中央区共和１丁目15番14号
債務者　中村　謙治
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部